

令和2年12月定例総会

令和2年12月4日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第9回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月4日(金) 午後4時～5時分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	2番	池田 克彦
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第3号 農地法18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
議案第5号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について
議案第6号 その他の件について
①次回開催日
②その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人
農林水産課農業係	中脇 成弥

会議の概要

議長
(中山会長)

時間になりましたので、ただ今から土佐清水市農業委員会、12月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席者について、報告をいたします。
本日の遅刻・欠席者共にありません。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第3号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)についての意見聴取みについて
議案第6号 その他の件について

以上の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として

1番 黒原 委員

4番 橘 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。

それでは、
議案第1号 非農地証明の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局。

すみません、2ページ、3ページの資料を使って説明してまいりますので、よろしく申し上げます。まず、2ページから行きます。

非農地証明の審議についてでございます。申請人は記載のとおり、地番等も記載のとおりで、面積が489㎡になっており、写真のとおりですね、旧道、すみません、3ページをめくってもらってかまんですか。一番地図の左上にローソンができてますが、ローソンのところから旧道、元町に抜ける旧道を下りた所です。

その、2ページに戻ってもらうと、現況写真がありますが、細い道の右左の所の非農地証明をだしてくれという申請でございます。

内容です。昭和46年3月に売買により取得したが、一度も耕作をしていなかったということで、原野化しております。ただですね、近所の方から通行の邪魔にな

るとか、虫が来るので草を刈ってくれということで、写真のとおり、道よりのところ
は一部、草刈等をして管理している状態でした。そのために非農地証明を出して
いただいて農地から除外をしてほしいという申請です。審議のほどよろしく願
いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、僕が地区担当委員として現地確認に行きました。
135番の1の方は、完全な山林じゃないですけど、ほとんど耕作ができるよう
には思いませんでした。134-1の方は写真で見るように、道路に面しちょう方は草
刈りをしておりました。けど、奥のススキのいっぱい生えているように見えてい
るところは、完全な草ぼうぼうの、まあ、今やけん大きな機械持ってきてすれば、耕作
出来ると思いますが、それほど大きな面積でもないし、まあ周囲は家が建ってお
りますので、非農地もえいかなと感じました。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。本件に関して、質疑、意見のある
方は挙手のうえお願いします。

あつ場所は、今の清水ヶ丘のそこから元町へ降りる、小さい幅3メートルくらい
の市道が通っております。

議長
(中山会長)

何か意見はありませんか。

横山委員

先ほど、会長からも説明があつたように、地図を見る限り、農地として活用する
には、あまり、よろしくない、あまり、適当ではない土地をではないかと思ひます。
よつて、除外をしてもえいのではないかなと感じます。

議長
(中山会長)

その他にありませんか。

この、135-1の方は、この道路から約2メートルほど下がっております。で、この
134-1の方は、道路からちょっと上がった、3・40センチほど上がった感じですよ。

その他、ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よつて本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について①

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について②

一括して、担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局。

すみません。4ページから3条の案件でございます。今、会長から説明のあったとおり、譲受人の方が同じ方で、譲渡人が別々ですので①②を一括して説明させていただきます。よろしくお願ひします。それでは、4ページから説明します。

譲受人と譲渡人は記載のとおりでございます。譲受人ですが、先月審議していただいた、斧積の果樹園をやる方が今度は、この申請によって農地を取得したいというものです。土地の所在等は記載のとおり、登記・現況共に田です。面積は記載のとおり、3,645㎡で、対価等が10a当たり70,000円です。

3条の第2項関係でございますが、畑、これは先月審議いただいた果樹園の面積、地目が果樹園になっておりませんので、畑の方に書かせていただきました。4,250㎡、今回の申請と合わせて7,895㎡で、農作業従事日数が185日で、農機具の保有台数が、トラクター2台、管理機2台、搬送車1台、軽トラック1台、3tユンボ1台。自己資金により、ハンマーナイフ、4tクレーンを購入する予定です。

5ページをご覧ください。それぞれに点在しておりますので、写真を3枚貼付しております。

三崎川を竜串橋を渡った山側の農地になります。と川の近くの部分と、すみません、右下の大今の部分が、さとうみからですね、若干奥に入った、後でまた説明しますが、ハウスに隣接した農地を所得したいというものです。

ページをめくってもらって6ページになりますが、現況写真を貼付しております。実際、前に耕作している方もおりましたが、申請人が取得して耕作するということです。

後、右下の写真ですが、セイタカアワダチソウがけっこう生えてますが、ここも、きれいに刈り取った後、抜根して作物を作りたいという意味を確認しております。

7ページです。農地法第3条の調査書です。

全部効率利用ですが、今回取得する農地のすべてを耕作する意思があるため該当しない。

農業生産法人以外の法人ですが個人のため適応しない。

信託ですが、信託ではありませんので適応しない。

農作業常時従事、先程も言いましたが、年間185日農業に従事するということで問題はありません。

下限面積も超えておりますので該当しない。

転貸の禁止ですが、他に貸すことなく自分で耕作する意思を確認しております。

地域調和ですが、農業の維持発展に関する話し合い、活動への参加と鳥獣被害対策への協力をするという意思を確認しております。

すみません、8ページでございますが、同じ方でございますが、三崎のカマタ。現況、登記ともに田で、758㎡で、対価は70,000円ということで、先程と変わら

ないということです。先程の①と今回の申請面積758㎡と合わせて8,653㎡で、全体の耕作従事日数が190日。方機具の保有台数は先程説明した通りです。

すみません、9ページがカマタの現況写真です。5ページの写真と合わせて確認してください。

10ページですが、先程の説明と同じです。中ほどの農作業従事日数が190日に増えている部分が違うところです。

以上が事務局からの説明です。ご審議のほどよろしく願います。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

弘田委員

事務局の説明のとおりですけれども、斧積の国営農地もこの方が作るようになるまで、荒れておりました。僕も現地に行きましたけど、草刈り等しておりました。ご審議のほどよろしく願います。

議長
(中山会長)

以上で議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手のうえお願いいたします。

何か意見はありませんか。

山本委員

こういう荒れたところを耕してくれるのは良いことだと思います。

9ページのカマタの5259番は、水はけがあんまり良くないみたいですけど、ここは何を植えますか。

事務局
(岡田)

はい、事務局。

本人から申請があった部分でいいますと、耕作する作物はレンコン。だから、多少沼地になっても対応できるようです。

山本委員

そうですね、もっと沼地の方が良いぐらいですね。

議長
(中山会長)

他に何かありませんか。

弘田委員

えっとね、前は田んぼ作りよったがやけん、整理した時は、その人らは今はおらんなってしもうて荒れてしもうたけど、この方が帰ってきて作ってくれるということで……。

議長
(中山会長)

その他、何かありませんか。

この方は、この田んぼはレンコンやけど、他のところは田んぼ作ったり、何か水田のところは何かするがですか。

事務局
(岡田)

弘田委員

上がってきた申請では、レンコンになってます。両方ともレンコンです。

稲からそんなもんを作るつもりはないようやね、機械もないし……。

議長

(中山会長)

その他、ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について①

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について②

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第3号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

本件は、報告のみとなっておりますのでご了承下さい。

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

(岡田)

はい、それでは11ページから説明します。

すみません、中ほどの合意解約の理由のところ、所有者を変更して、とありますが、耕作者ですので訂正をお願いします。

地図で説明します。12ページの先程と同じ地図になりますが、ハウスが3棟あります。大今の中に。先程このハウスの横の話をしてしましたが、ハウス2筆の案件です。

実はですね、今まで耕作されていた方が、ここでみかんを作っていましたが、高齢になり、みかんを辞めたいという話がございました。で、次の借受人を探しておりましたが、次の方がみつかりまして、利用権が残っている部分がありまして、解約したいということで、12月4日付で合意解約したものです。ハウスの部分の合意解約でございまして。この後、利用権の設定の審議も行いますので、合意解約の報告とさせていただきます。

議長

(中山会長)

それでは、

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)①の審議について

担当者の説明を求めます。

担当

(中脇)

議案書13ページをお開きください。議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号2-015について、ご説明いたします。

借受人は下益野でナバナとラッキョウの営農をしております方で、新たにブロッコリーの栽培を始めるため、利用権の設定を行いたいとのことでした。

借受人、地区下益野、氏名、年齢、住所は記載のとおりです。

認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積は1,031㎡、作物は露地にてブロッコリーの栽培を行う予定です。始期につきましては2020年12月10日、終期は2025年12月9日までとなっております。

賃料等につきましては、10a当たりの賃料7,500円で現金払いとなります。

借受人の農業経営の状況については、農作業従事日数は250日、雇用労働力30日、保有機械につきましては、トラクター1台、管理機が1台と、動力噴射機が1台、軽トラック1台となっております。

14ページに航空写真、現況写真を貼付しております。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

現地確認を行いました。利用権の設定を行う位置は、国道321号線を浜益野の集落方面に200mほど行った最後の農道を益野川方向に曲がって、益野橋を渡った左岸側の200mくらい上流に上った右側です。その近辺で、隣接地でラッキョウの栽培、4,000㎡余りを行っております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(中山会長)

以上で議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手のうえお願いいたします。

山本委員

ナバナとラッキョウを植えられていると言っていたんですけど、ブロッコリーの収穫と重なることはないですか。

池委員

まだ、植付しておりませんけんね、ブロッコリーは・・・。

山本委員

重なることはないですかね。

池委員

たぶん、大丈夫と思いますがね、なかなかブロッコリーも3反ほどありますので。

山本委員

1人でやりようがですかね。

池委員

こないだ、女の方が2人ほど草引きに来ておりました。ナバナの方。

多分、けんど、これほどの面積を作ったら、なかなか1人では・・・。

山本委員

なかなかね、ナバナだけでも大変やと思うので、時期をずらしちょうがやったら、かまんと思うがですけど。もし、一緒の時期やったら、なかなか・・・。

池委員

まだ、畝も作っておりませんし・・・。

議長
(中山会長) その他、ありませんか。

池委員 まあ、この辺りは草ぼうぼうで、耕作放棄地というか、この方が今の、この天神山で4反5反ぐらい草刈りして、耕作してくれています。

中山会長 ブロッコリーかなんかをやってる橋のところですよ。ブロッコリーを作りよう人は橋のところできりようがでしょ、益野川の。

池委員 生コンのところ？そこはナバナです。

中山会長 あっ、ナバナか。同じ方でしょ。

池委員 そうです。

議長
(中山会長) その他、何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)①の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)②の審議について
担当者の説明を求めます。

担当
(中脇) 議案書15ページをお開きください。
申請番号2-016～2-019について、ご説明いたします。
借受人は斧積でトマトの営農をしております方で、新たにミカンの栽培を始めるため、利用権の設定を行いたいとのことです。
借受人、地区斧積、氏名、年齢、住所は記載のとおりです。
認定所在地は記載のとおり、議案第3号にて合意解約を行いました農地となっております。

地目は田、面積は2,485㎡、作物は施設にてミカンを行うとのことです。始期につきましては、2021年1月1日、終期は2040年12月31日までとなっております。
賃料等については、10a当たりの賃料10,000円で現金払いとなります。
借受人の農業経営の状況については、農作業従事日数は310日、雇用労働力240日、動力噴射機が2台、トラクターが1台、軽トラックが1台、軽のバンが1台となっております。11ページに現況写真、12ページに航空写真を添付しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

補足説明はなし。

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

一つかまいませんか。

借受人は現在14,876㎡、耕作をしておりますけど、その中でハウスもやってますよね、で、なかなかハウスも忙しいし、労働力というか、雇用労働力が240日となってますけど、人数は何人ですか。延べ240人か、何人か雇うて240日ぐらい働いてもらってるか、ちょっと教えてもらえますか。

事務局
(岡田)

はい、事務局。

正確な数字ではありませんが、パートで雇用している方が、トマトの方で3名ほど女性の方がおられて、ミカン専用、男の方を1人雇って、今、トマトを手伝っていますが、ミカンの方を専属で任せたいということで、農地の借受の時も一緒に来られてました。

岡崎委員

そしたら、労力的には、任せるということは良いことだと思いますし、可能だと思います。なかなかね、トマトもし、水稻もやってるとは思いますけど、大変ですので、以前、ミカンのハウスの耕作者を募集しておりましたよね、見つかったということは大変結構なことだと思います。

はい、分かりました。良いがじゃないですか。

山本委員

加工もされてますよね、漬物か何かの、最近。

議長
(中山会長)

その他、ありませんか。意見。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)②の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)③の審議について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について
関連しておりますので、併せて、担当者の説明を求めます。

担当
(出口)

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)③の審議についてと、議案第5号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について、ですが、関連した内容ですので、一括で審議をお願いしたいと思います。

また、件数も多いですので、地区ごとの審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案書16ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)③の審議についての、申請番号2-007~008について、ご説明します。

今回の内容としましては、三崎地区で、担い手との農地中間管理権の設定を予定しており、その前段の処理として、地権者と高知県農業公社との間で利用権の設定を行うものとなります。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は記載のとおりです、合計で5筆、9,153㎡となり、地目はすべて田になります。始期につきましては、令和2年12月10日、終期は令和12年12月9日までの10年間となっております。作物はすべて水稻となっております。

賃料等については、各筆記載のとおりです、支払い方法は口座振込となっております。

議案書17ページをお願いします。17ページに、航空写真を貼付しております。黄色で囲まれた農地が、今回協議していただく農地になります。

引き続き、第5号議案 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について①を、ご説明したいと思います。議案書18ページをお願いいたします。

今回の対象の農地としましては、先程の議案書16ページの、整理番号2-007~008までの農地になります。

全体として、借受人、集落営農組織の農事組合法人三崎が耕作を行う面積が236,529㎡となっており、その内、今回中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が9,153㎡となっております。

真ん中よりちょっと右側の、左の農用地等の借受見込みの設定する、権利等の始期につきましては、今回の配分計画(案)を農業公社に送付した後にですね、知事の公告があってから、機構が借りている残りの期間までとなるため、空白にしています。

すみません、飛びますが25ページをお願いいたします。

25ページにですね、この借受選定理由書を添付させていただいております、市内で中間管理事業を通してですね、農地集積を行いたいと手を挙げられている方の一覧です。

この中でですね、選定理由書の1の基本事項への適合から検討して、○が一番多い方を優先順位として配分したということになっております。

地区ごとで審議を行っていただきたいと思っておりますので、一旦この部分で、ご審議

のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

弘田委員

事務局の説明のとおりです。

議長
(中山会長)

本件について、意見、質問等がありましたら、挙手のうえお願いします。
なんか、意見のある方おりませんか。

池委員

場所的にも、西ノ川で、農事組合法人三崎が適当だと思います。

議長
(中山会長)

はい。その他、ありませんか。

ありません。

議長
(中山会長)

ないようですので、これより採決に移ります。
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)③の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

続いて、

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)④の審議について
議案第5号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について
併せて、担当者の説明を求めます。

担当
(出口)

それでは、議案書19～20ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)④の審議について、申請番号2-009～014について、ご説明したいと思います。

今回の内容としましては、宗呂、下川口地区で、担い手との農地中間管理機構の更新を予定しておりまして、その前段の処理として、引き続き、地権者と農業公社との間で利用権の設定を行うものとなります。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は、合計24筆、15,432㎡となり。地目は田になります。始期につきましては、令和2年12月10日、終期は令和7年12月9日までの5年間となっております。作物はすべて水稲となっております。

賃料等については、使用貸借とのことで発生いたしません。

議案書21ページに航空写真を貼付しております。赤色で囲まれた農地が、今回協議していただく農地になります。

引き続きですね、第5号議案 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について②を説明いたします。

議案書22ページをよろしく願いいたします。

今回の対象の農地としましては、議案書19～20ページの整理番号2-009～014までの農地の内18筆になります。

全体として、借受人、集落営農組織の農事組合組織 ふぁー夢宗呂川で耕作を行う面積が201,739㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が11,192㎡となっております。

先程と同じ説明になり申し訳ありませんが、真ん中より右側の左の農用地等の借受見込みの中の、設定する権利の始期については、配分計画(案)を農業公社に送付し、知事の公告があつてからとなるため、空白にしております。

引き続き、議案書23ページをお願いいたします。

23ページがですね、この整理番号2-009～014までの農地の内4筆となっております。

全体として、借受人の中山卓さんが耕作を行う面積、66,589㎡の内、今回中間管理機構を通じて、利用権を設定する面積が2,599㎡となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

対象の農地が、先程の整理番号2-009～014までの農地の内2筆になります。

全体として、借受人内原さんが耕作を行う面積が20,168㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が1,641㎡となっております。

26～28ページをお開きください。

26ページにふぁー夢宗呂川さん、27ページに中山卓さん、28ページに内原さんの借受選定理由書を付けさせていただいております、こちらですね、選定理由書の1の基本事項への適合から検討して、○が一番多い方を優先順位として、配分したということになっております。

以上、農用地利用集積計画(利用権の設定)④の審議についてと、農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について、②～④までのご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長
(中山会長)
岡崎委員

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

事務局の言うとおりですけど、5年前に5年の利用権の設定を公社としまして、今回、更新ということで5年の契約、10年にしたかったがすけど、相続の関係で、人数が半分とか、それやったら5年しかできんということで、5年にしました。

それで、先程、3名の方に借り受けてもらうということは、やっていた方ですので引き続き、耕作していただくような形で配分計画を立てております。

ご審議のほどよろしく願いします。

議長
(中山会長)

本件について、意見、質問等のある方、挙手のうえお願いします。

横山委員 先ほど、岡崎委員から説明がありましたように、引き続いての利用権の設定ということで、良いんじゃないですかね。

議長
(中山会長) はい。その他、ありませんか。

ありません。

議長
(中山会長) ないようですので、これより採決に移ります。
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)④の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議案第5号 その他の件について

次回開催日について

次回の定例総会は、令和3年1月6日(水) 午前10時から
会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

その他の件について

その他、定例総会で議論が必要なものはありませんか。

事務局
(岡田) はい、事務局から2点ほどございます。お手元の方に、航空写真と縦の資料がついていると思いますが、ご確認していただきたいと思います。

まず、津呂の方から農業用倉庫を建てたいという相談がありまして、立面図等ついてますが、200㎡、縦の資料を見てください。200㎡以下の農業用倉庫を建てたいときは、農業委員会への報告のみで建てるのが可能となっております。

ただ、写真を見てください、道路から近い所に赤い印をつけてますが、必要最小限度しか、倉庫を建てられませんので、農地をいっぱい使いたいといっても、あまり取れまい部分もありますので、後ろの方に農地が残りますが、赤線の部分に200㎡以下の農業用倉庫を建てたい。という届出がありましたので報告します。

今後、こういう案件も出てくると思いますので、農業委員会への届出を忘れない様にとということ、皆さんに覚えていただきたいということで、分かりやすい市町村の資料を貼付させていただいております。これが一点です。

もう一つの報告です。実はですね、去年の農業委員会の会報が全国農業新聞で表彰されまして、表彰状等もらってますのでその報告をしておきます。

事務局から二件の報告です。

議長
(中山会長)

その他、何かありませんか。
それでは、12月の定例総会を閉会いたします。
ありがとうございました。